

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
（信託財産状況報告書の記載事項等） 第十九条（略） 2（略） 7 信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十一条の二十二第三項において同じ。）（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）若しくは第三十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。 一（略）	（信託財産状況報告書の記載事項等） 第十九条（略） 2（略） 7 信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十一条の二十二第三項において同じ。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）若しくは第三十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。 一（略）